

山梨県・静岡県・神奈川県

屋外広告物適正化 キャンペーン

実施期間 ▶ 令和5年 9月1日(金)～9月10日(日)



山梨県
Yamanashi



神奈川県
Kanagawa

富士
FUJI

箱根
HAKONE

静岡県
Shizuoka

伊豆
IZU



- ◆ 違法なはり紙、はり札、立看板等を一齐除却します！
- ◆ 屋外広告物の安全管理の徹底を心がけましょう。

富士箱根伊豆交流圏の魅力的な公共空間の景観づくりのために、三県が連携し、屋外広告物の是正・改善に向け、屋外広告物適正化旬間に併せた普及啓発を行っています。

屋外広告物とは・・・

- ◆ 屋外に設置する看板や広告です。
- ◆ 表示・設置するには、許可が必要です（許可が不要な場合もあります）。
- ◆ 地域により、許可基準が異なります。

「のぼり旗」について考えてみませんか？

- ◆ のぼり旗が乱立すると、景観を乱し、地域の印象を悪くします。
- ◆ 表示する内容は、お店のイチ押し情報に絞りましょう。
- ◆ 周囲の自然と馴染む色合いにしましょう。
- ◆ 設置する本数は、必要最小限としましょう。



屋外広告物の安全管理

- ◆ **日常点検で、セルフチェック！** ⇒ 早期発見が事故を防ぎます
- ◆ **危険サインを見つけたら屋外広告業者に依頼！** ⇒ 早期対応がリスクを抑えます
- ◆ **許可更新申請時に、総合点検！** ⇒ 看板を安全に長持ちさせましょう

サビ、汚れ、板面のズレ、変形などは、危険なサインです。



板面の
変形・ズレ



主要部材のサビ



看板基礎のひび割れ



壁のサビ汁汚れは、カバー内部にある取付具（ボルト等）にサビが発生しているかもしれません。

【屋外広告物のルールや許可に関する問い合わせ先】

次の地域の場合は、県土木事務所へ

- 大井町、松田町
県西土木事務所 0465-83-5111
- 箱根町
県西土木事務所小田原土木センター
0465-34-4141

次の地域の場合は、各市役所・町役場へ

- 小田原市※ 0465-33-1593
- 南足柄市 0465-73-8026
- 中井町 0465-81-3901
- 山北町 0465-75-3647
- 開成町 0465-83-2331
- 真鶴町 0465-68-1131
- 湯河原町 0465-63-2111

※小田原市は小田原市屋外広告物条例が適用されます。